

議案第 22 号

小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

小松島市介護保険条例（平成 12 年小松島市条例第 24 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市介護保険条例の一部を改正する条例

小松島市介護保険条例（平成12年小松島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「35,400円」を「36,600円」に改め、同項第2号及び第3号中「53,100円」を「54,900円」に改め、同項第4号中「63,720円」を「65,880円」に改め、同項第5号中「70,800円」を「73,200円」に改め、同項第6号中「84,960円」を「87,840円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「,第35条の3第1項」を加え、「控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、同項第7号中「92,040円」を「95,160円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「106,200円」を「109,800円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同項第9号中「120,360円」を「124,440円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「127,440円」を「131,760円」に改め、同項第11号中「148,680円」を「153,720円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、「21,240円」を「21,960円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、「21,240円」を「21,960円」に改め、「35,400円」を「36,600円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、「21,240円」を「21,960円」に改め、「49,560円」を「51,240円」に改める。

附則第9条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成

24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。))を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。))」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。))の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。

この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第9条第1

項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 4 条の規定は、令和 3 年度以降の年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。